

2011年3月28日



株式会社フジオフードシステム

～ ご報告 ～ 訴訟の判決について

当社は、元加盟店である株式会社京都を被告として平成18年9月28日に未払いロイヤリティの支払、連帯保証債務履行の請求を求めて大阪地方裁判所に訴えを提起し、被告からは情報提供義務違反に基づく損害賠償請求の反訴を提起されておりました第1審につきまして、平成21年9月8日に当社が全面勝訴の判決を得ました。当該事件について被告は判決を不服として大阪高等裁判所に控訴しておりましたが、この度判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせ致します。

## 1. 判決があった裁判所及び年月日

大阪高等裁判所 平成22年9月8日

## 2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

- 当社から被告に対して、フランチャイズ店舗3店舗分の未払ロイヤリティ合計金約2,400万円の支払請求、及びフランチャイズ契約（以下、「FC契約」といいます。）解除後も店舗を経営している点についてのFC契約上の営業禁止条項に基づく営業禁止を求める訴訟を提起。
- 同時に当社から被告代表者に対して、2店舗分のFC契約についての連帯保証債務履行請求として金約1,570万円の請求。
- これに対して、被告が当社に対して、FC契約締結準備段階の情報提供義務違反等を理由に、既払金、合計金約6,500万円の不当利得返還請求反訴事件を提起。

## 3. 被告（反訴原告、控訴人）

- (1) 名称 株式会社京都
- (2) 所在地 京都市左京区西院西三蔵町16-1
- (3) 代表者氏名 水野 武人

## 4. 判決の主な内容

一審、二審とも裁判所は被告（反訴原告、控訴人）の主張を退け、当社の請求がほぼ全面的に認められました。

- (1) 被告は、原告に対し、2,478万2,353円及びこれに対する平成18年10月14日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、「まいどおおきに西院食堂」、「まいどおおきに四条西洞院食堂」の営業をしてはならない。

5. 今後の見通し

当社は、本判決により、当社FCビジネスにおける正当性があらためて認められたものと認識しており、今後もFCチェーンの発展のため、全力で事業を推進してまいります。

以上

**本リリースに関するお問い合わせ先**  
**株式会社フジオフードシステム 経営企画部**  
**TEL 06-6882-0851 e-mail:ir@fujio-food.com**